7　要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一～三　（略）

8　指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。

一　指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第三号までの図面

二　指定解除要措置区域等の範囲を明示した図面

9　（略）

（削る）

5　第一項の図面は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

6　（略）

7　法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から消除しなければならない。

附　則

この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○環境省令第三十号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）第一条の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十八条の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十七日

環境大臣　中川　雅治

汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十二年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（汚染土壌処理業の許可の申請） **第二条**　法第二十二条第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。 2　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る第十七条第一項の許可証の写し 七～十三　（略） 十四　申請者が法第二十二条第三項第二号イからトまでに該当しないものであることを誓約する書類 十五　申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第十四条第二項第十四号及び第十六条第二項第十二号において同じ。） 十六　申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ホに規定する役員の住民票の写し 十七　申請者に土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第六条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し 十八～二十一　（略） 二十二　浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律	（汚染土壌処理業の許可の申請） **第二条**　法第二十二条第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。 2　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一～五　（略） 六　他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し 七～十三　（略） 十四　申請者が法第二十二条第三項第二号イから八までに該当しないものであることを誓約する書類 （新設） 十五　申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し （新設） 十六～十九　（略） 二十　浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質、土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号及び第五条第十六号ロにおいて「令」